

(案2)

諮問第 号
環自国発第 号
令和 年 月 日

中央環境審議会
会長 武内 和彦 殿

環境大臣 小泉 進次郎
(公印省略)

国立公園事業の決定、廃止及び変更について（諮問）

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第1項及び同条第5項において準用する同条第1項の規定に基づき、下記国立公園に関する公園事業の決定、廃止及び変更について、貴審議会の意見を求めます。

記

- ・利尻サロベツ国立公園
- ・尾瀬国立公園
- ・富士箱根伊豆国立公園
- ・阿蘇くじゅう国立公園
- ・阿寒摩周国立公園
- ・上信越高原国立公園
- ・中部山岳国立公園
- ・霧島錦江湾国立公園
- ・日光国立公園
- ・秩父多摩甲斐国立公園
- ・瀬戸内海国立公園
- ・奄美群島国立公園

(以上、計12公園)